

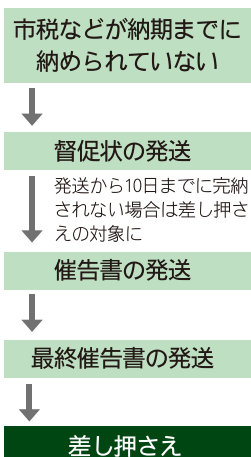
# 納税は納期内に

悪質な滞納には差し押さえ

◆問い合わせ  
税務課納税係(名寄庁舎2階)  
☎01654③2111  
(内線3206~3208)

市税等が納期までに納められなかった場合、納期から20日以内に督促状を発送します。督促状発送から10日を経過する日までに完納されない場合は、差し押さえしなければなりません。市では、督促状を発送してから約1カ月後に催告書を発送。さらにその1カ月後に最終催告書を発送しています。

## 滞納処分までの流れ



同時に督促状や催告書での納付がない場合、財産調査を行います。市役所で把握しているデータ(固定資産や軽自動車の状況など)をはじめ、金融機関に対し預貯金の残高照会、勤務先への給与支払照会など、さまざまな債権に関する調査を行い、調査の結果財産を発見した場合は差し押さえを執行します。

## 差し押さえるの執行と公売の実施

税は法律に基づき市が自ら徴収することとなっていますので、自力執行権があります。滞納者へは調査権に基づき財産調査を実施したうえで

行政処分である「差し押さえ」を行います。

平成26年度の差し押さえ件数は304件で、平成21年度から6年連続で300件を超えています。特に近年は財産調査から発見した預貯金の差し押さえ件数が増加しています。差し押さえるの対象は国税の還付金をはじめ、預貯金、給与、生命保険などのほか、家電製品や除雪機などの動産、土地・家屋などの不動産も含まれます。

差し押さえた動産は、インターネット公売などで売却し、売上金を滞納市税などに充てています。

滞納処分の状況

年度	差押(件数)	公売(点数)
H21	318	—
H22	397	—
H23	356	46
H24	345	53
H25	434	25
H26	304	40

## 捜索には令状不要

滞納処分の一環として、差し押さえるのほかに「捜索」を実施する場合があります。実際に家や関係先を訪れ、法律に基づく権限により家屋内に職員が入り、全ての部屋を調査します。強制執行ですので断ることはできません。捜索では預貯金通帳や帳簿の確認、家電製品や家財道具な

どの差し押さえを行います。車やバイクはタイヤロックをして差し押さえます。

これらの捜索や差し押さえは、国税徴収法や地方税法に基づいて市に与えられた権限により実施するもので、裁判所の令状は必要ありません。事前に連絡すると、財産を隠すことも想定されるため事前に連絡することはありません。

## 事情がある場合は必ず相談を

催告書や最終催告書には納付期限を記していますが、その日までの納税相談も促しています。

滞納に至るまでの生活状況の変化は、相談がなければ把握することはできません。そのため把握できない場合は、滞納処分の手続きを進めることになってしまいます。

病気や失業、事業の廃止など、やむを得ない理由により、一時的に市税等を納期内に納めることが困難な場合は、必ず納期内に市の税務課納税係まで連絡してください。生活状況を聞き取ったうえで、納税に関する相談を行っています。ただし、虚偽の申し出があった場合や納付計画を守らなかった場合は、滞納処分を行います。

事情がある場合は放置せず、まず相談してください。

名寄市の徴収率は99・62パーセント(平成26年度決算)で北海道35市の中では一番高い徴収率です。平成26年度の決算で、市税の収入未済額は約5700万円となり、昨年の7200万円より約20パーセントの圧縮を図ることができました。

また、国民健康保険税においても収納未済額を約20パーセント圧縮することができました。このことは多くの市民の皆さまの納税に対する理解によるものです。

滞納は、市民生活に欠くことのできない福祉・教育・産業振興・社会基盤整備のあらゆる施策に影響が生じるだけでなく、滞納整理事務にも多額の費用がかかることから、不利益となります。

公平・公正な納税のため、市では滞納整理に取り組みます。

便利で確実な口座振替を

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。一度の手続きで自動的に納期限日に指定口座から市税等が引き落とされ、うっかりなどの納め忘れを防止でき、納付にかけける手間も省けます。

手続きは市内金融機関窓口、郵便局窓口、市役所名寄庁舎税務課・風連庁舎地域住民課でできます。預貯金の通帳、お届印、納税通知書をお持ちのうえ、手続きください。

クレジット収納できます

市では平成27年度からクレジット収納を始めました。

パソコンやスマートフォンからインターネットを使って税金を納めることができます。決済はクレジット決済となります。支払いが可能なのは、各種税金・国民健康保険税のほか、保育料と住宅使用料です。

詳しくは納入通知書に同封されているチラシ「クレジットカードで公金支払い」をご覧ください。なお、クレジット収納は決済手数料がかかります。



12月は納税推進強化月間

12月は多くの市税等の最終納期です。新たな滞納が発生させないためには、納期内納付が大変重要です。市では12月を納税推進強化月間と定め、納税に関する取り組みを強化しています。

◆夜間納税窓口

夜間納税窓口を通常の月より多く開催します。納税に関する相談を受け付けていますので、お気軽にご利用ください。夜間納税窓口は19時30分までです。市税等の納付もできますのでご利用ください。また、国民健康保険の窓口も開設しています。

◆税の書道展

小学生による税の書道展の作品を展示します。

◇イオン名寄店

12月10日(木)まで

◇サンピラー交流館

(名寄地区の児童作品)

12月11日(金)～20日(日)

◇ふうれん地域交流センター

(風連地区の児童作品)

12月11日(金)～20日(日)

※駅前交流プラザ「よろーな」と市民文化センターでの展示は終了しました。

滞納処分に関する

Q&A

まさか、差し押さえられるなんて…「滞納が少額だから差し押さえられないだろう」と思っていませんか。金額の大小に関わらず差し押さえは行われます。

Q いきなり差し押さえをされた。何の連絡もない。

A 税は納期内納付が原則です。地方税法には「督促状を発した日から10日を経過した日までに完納しないと記されています。市では、督促後、催告書などを送付したうえで差し押さえを行っています。その間に相談する機会があったはずですが、いきなりではありません。

Q 勤務先に滞納を知られてしまった。

A 滞納している場合、勤務先への給与照会や給与差し押さえを行います。税は納期内納付が原則ですので、滞納がある以上、地方税法の規定によって調査や差し押さえを行わなければいけません。

Q 自分より滞納額が多い人から差し押さえしてほしい。

A 市は法律に従い業務をしています。また効率の良い事務処理を目指しています。納期限を過ぎていて以上、順番は関係ありません。

Q 払わないとは言っていないのに差し押さえされた。

A 払わないと言ってないという人をただ待つだけの対応では、納期内に納付した多くの市民との公平性が保てなくなります。

Q 財産調査や差し押さえは個人情報保護法に違反していると思う。

A 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限を行って調査をする場合、勤務先や銀行等、調査照会された機関は回答しなくても構いません。

Q こつこつためた貯金を差し押さえられた。なんてひどいことをするんだ。

A 税金を払わずに貯蓄するのではなく、まず納税を優先してください。許されることではありません。※国税、地方税を問わず行政機関には差し押さえをする権限が与えられています。

Q 国や市に対して不満があるので払わない。

A 納税は国民の義務です。ほとんどの市民は納期内に納付されています。不平や不満を理由として納付しないことは市民に許されることはありませんし、きちんと納税している市民との公平性から理解されるものではありません。事情がある場合は、まず窓口へ相談ください。